

旭川医科大学契約後VE審査委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

旭川医科大学契約後VE審査委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学契約後VE審査委員会要項（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u></p> <p>(2) 総務部会計課長</p> <p>(3) 総務部施設課長</p> <p>(委員長)</p> <p>第4 委員会に委員長を置き、<u>事務局次長（総務・教務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和3年8月23日から実施し、改正後の第3第1号及び第4第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>総務部長</u></p> <p>(2) 総務部会計課長</p> <p>(3) 総務部施設課長</p> <p>(委員長)</p> <p>第4 委員会に委員長を置き、<u>総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p>